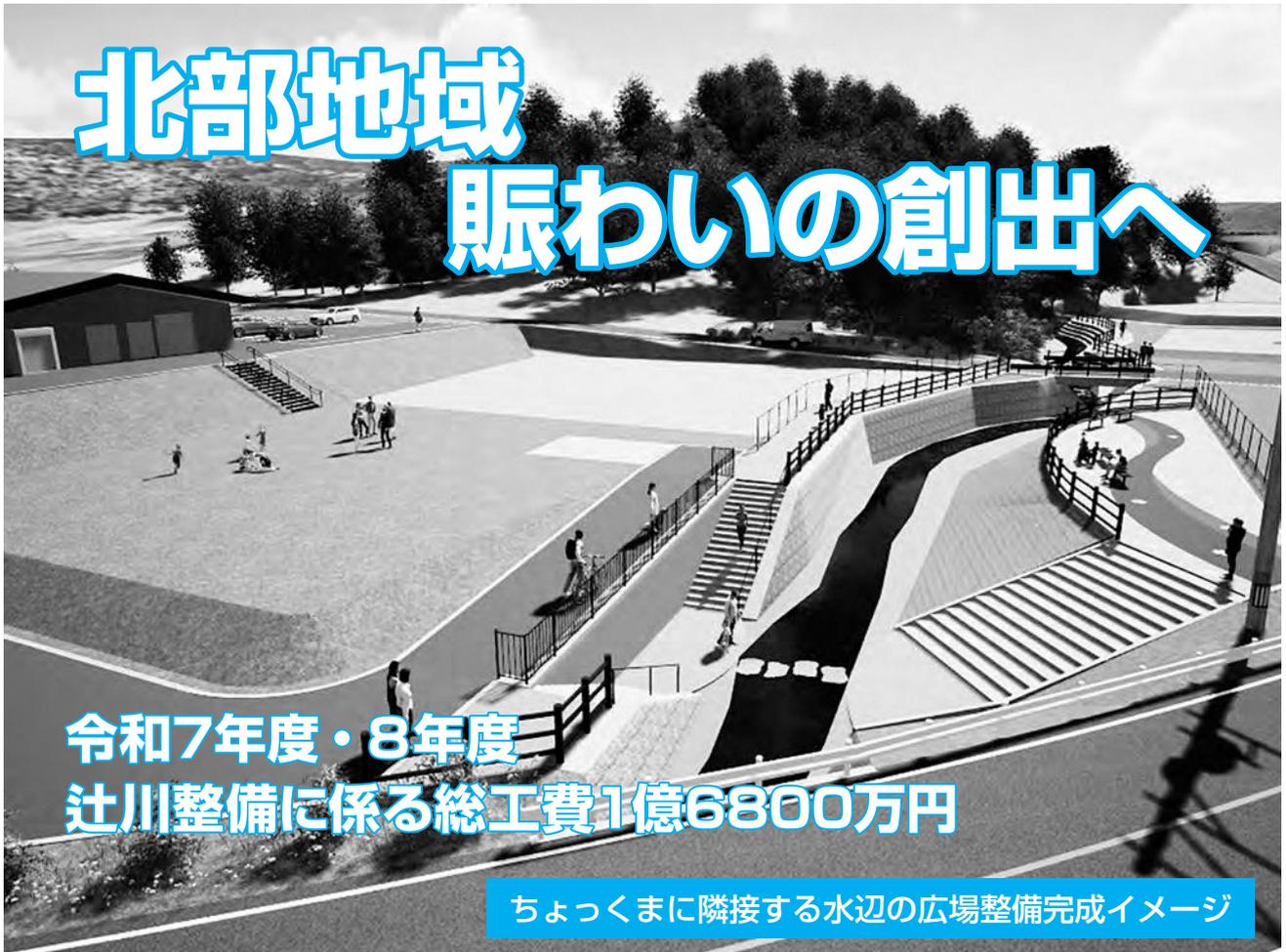


北部地域 賑わいの創出へ



令和7年度・8年度
辻川整備に係る総工費1億6800万円

ちよっくまに隣接する水辺の広場整備完成イメージ

第2回定例会

令和7年第2回定例会が、6月3日から6月11日までの9日間開催されました。
提出された議案は、条例の制定に関するもの3件、令和7年度一般会計及び特別会計等の補正予算の議定に関するもの4件、工事請負契約の締結に関するもの1件、人事案件に関するもの3件の11案件で、いずれも可決・承認されました。
また、議員発議の意見書が1件提出され、可決されました。

鳩山町企業誘致条例

問 今宿仮宿(かりやじ)地区の企業誘致が、埋蔵文化財の本掘実施を前にとん坐したことでの条例制定と思う。が、8億円という本掘費用が想定されるが、この条例では上限5000万円の3年の奨励金であり、この額での企業誘致は厳しいのでは。

答 本掘費用の8億円は、昨年度の進出予定企業の試算であり、改めて本掘費用の確認を進めており、進出企業の規模にもよるが、奨励金交付期間の延長等の条例改正も可能である。

問 進出を検討する企業にとって、検討に値する金額なのか最大の要素であり、販売価格の確認作業が早急に必要では。

答 本掘費用を含めた総費用等について、地権者、土地の販売業者とも早急に協議し、進めていく。

令和7年度一般会計補正予算(第1号)

3637万円の追加

問 定額減税補足給付金について、当初給付額との差額が生じたがなぜか。

答 国が示している物価高騰対応重点支援臨時交付金制度要綱をもとに算出した結果、当初算出額との差額が生じた。

問 対象者は。

答 1400人。

問 当初給付額と差額が

生じた方の確認が難しいと思われるが、対策は。

答 対象者に、確認書を送付できるよう検討を進めている。

工事請負契約の締結(辻川整備工事その1)

問 工事内容と大まかな費用は。

答 今年度は、ちよっくまに隣接したエリアの散策路及び辻川の護岸整備工事を実施予定で、総額約8600万円の予定。

問 今回の入札に3社の応札があったが、そのうちの町内の企業2社が辞退したのはなぜか。

答 町内事業者を確認したところ、手持ち工事量等を勘案して、今回の工事は辞退したとのこと。

賛成多数で可決し、 国へ提出しました。

パレスチナ自治区ガザ地区における 即時停戦を求める意見書

2023年10月7日に始まったハマスによる無差別攻撃に対するイスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ自治区ガザ地区では、市街地に甚大な被害をもたらし、子どもを含む一般市民4万6000人以上の尊い命が犠牲となっており、現地では飢餓や感染症のまん延など深刻な状況が続いていると伝えられている。

いかなる歴史的な経緯や理由があるにせよ、非戦闘員への攻撃や人質の拉致は、国際人道法や国際人権法、その他の国際法に違反する犯罪行為であり、決して容認することはできない。

したがって、当議会はガザ地区の深刻な人道的危機を打開するために、イスラエルとハマスの双方をはじめとするすべての当事者、日本政府、国際社会に対し、停戦合意の第1段階に規定された停戦が確実に維持され、第2段階の恒久的な戦闘停止の宣言、及び第3段階のガザの復興の実現が遅滞なく進められるように下記の事項の実現を求める。

記

1. 人道目的の即時停戦と人質を即時に無条件で解放すること。
2. 国際人道法を含む国際法を遵守すること。
3. 民間人の被害の最小化及び人道支援物資の供給を通じた人道危機の改善を図ること。

〈反対討論〉

この地域の紛争は、イスラエル建国以来、領土や民族・宗教などの複雑な課題が絡み、続いている。国際的な調停や仲介により和平合意に至る事を望む。

一方、町議会や町議員は、町民の暮らしに直結する課題に寄り添い、地域の発展や安心、福祉の向上および教育の充実等に集中して努める事が本来の役割である。意見書

提出の有効性も考えて提出には反対する。(森)

〈賛成討論〉

鳩山町は、自由で平和な社会と世界の恒久平和が達成されることを願い、平成22年に「非核平和都市宣言」を謳っており、世界の恒久平和の実現に向けて力を尽くさなければならぬ。

よって、日本政府に対して、全ての当事者に向けて即時停戦を働きかける

外交努力を發揮し、人道支援の実現に向け最大限の努力を尽くすよう強く求める。(清水)

日本政府はガザ地区での人道状況が看過し得ない状況であることを踏まえ、資金・物資・医療などの支援を継続実施している。

しかし、それらの支援のみならず、戦争で焦土化したわが国だからこそ、国際社会に戦争の悲惨さを更に強く発信するべきである。

当意見書は、国民もパレスチナ問題を遠い地域の出来事と捉えず、わが事として、人権・平和・人間の尊厳を見つめ直し、日本政府が当事者に即時停戦を働きかけるよう求めるものだ。(日坂)



議員の政務活動費公表します

政務活動費とは？



議員の政務活動に必要な経費の一部として、議員の申請により交付されます。

政務活動とは、町政の課題や町民の意思を把握し町政に反映させる活動、その他住民福祉の増進を図るための活動です。公表することにより、政務活動費の使途の透明性の確保に努めています。

交付額は1人当たり月額2500円です。

政務活動費（令和6年4月～令和7年3月）											
議員名	交付額	支出内訳						支出合計	差引残額	備考	
		調査研究費	研修費	広報・広聴費	会議費	資料作成費	資料購入費				事務費
松浪健一郎	30,000	32,000						32,000	0		
清水 秀幸	30,000		10,000			26,760	0	36,760	0		
根岸富一郎	27,500						32,319	0	32,319	0	2月分まで
石井 計次	30,000							31,546	31,546	0	
森 利夫	30,000						28,444	14,316	42,760	0	
小鷹 房義	30,000						35,292		35,292	0	
日坂 和久	30,000						16,929	13,962	30,891	0	
石井 徹	30,000			40,000					40,000	0	
関根 清隆	15,000			22,360		21,125		1,500	44,985	0	後期は交付なし

※野田小百合議員、中山明美議員は交付申請していません。